

令和3年度第2回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

- 1 日 時 令和3年11月8日（月） 午後7時00分～午後8時30分
- 2 場 所 京都市総合教育センター 第3研修室
- 3 出席委員 徳岡会長，植松副会長
天野委員，石倉委員，奥田委員，表委員，衣川委員，木村委員，清水委員，首藤委員，
谷口委員，辻野委員，野田委員，升光委員，松田委員，美濃委員，安田委員
オブザーバー：鳥屋原校長
※下線はオンライン参加者 （五十音順）

4 次 第

- ・正副会長の選出

（報告）

- ・緊急の方策に係る動向
- ・「京都市はぐくみ憲章」の普及啓発の取組

令和3年度 京都市はぐくみ憲章「行動指針」リーフレットについて

令和3年度「京都市はぐくみ憲章実践推進者表彰」被表彰者について

令和3年度「京都市はぐくみ憲章 はぐくみ写真&ありがとうメッセージ」の募集

（議題）

- ・令和3年度「憲章の日（2月5日）」の取組（案）について

5 会議録

【正副会長の選出】

出席委員の互選により正副会長を決定

会 長：徳岡 博巳 氏（京都ノートルダム女子大学 非常勤講師）

副会長：植松 明彦 氏（京都市はぐくみネットワーク 幹事長）

【報告】

（1）緊急の方策に係る動向について

事務局

資料1～4に基づき説明

委員

薬物乱用防止の啓発ティッシュや児童虐待防止の啓発バッグは、どこで配布しているのか。

事務局

区役所・支所等で配布していると聞いている。

委員

資料1～7の薬物乱用防止啓発ポスターの教育機関への配布先について、「市立小中高」と記載されているが、総合支援学校には配布されていないか。配布されている場合は、記載してほしい。

また、配布されていない場合は、総合支援学校についても配布していただきたい。

事務局

担当所属に確認をし、意見があった旨をお伝えさせていただく。また、今後の資料については改善する。

委員

啓発グッズの配布を行った結果、市民にどのように啓発が浸透したかを検証しているのか。

事務局

それぞれの啓発効果について、個別に検証することは難しいが、京都はぐくみ憲章の啓発については、年に1回憲章の認知度の調査を行っており、認知度は年々上昇している。

【議題】

(2) 令和3年度「憲章の日（2月5日）」の取組（案）について

事務局

資料5に基づき説明

会長

今はコロナが落ち着いてきた状態ではあるが、今後の感染状況によっては大勢が集まるのが難しくなるのでは。

事務局

新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、取組の中止や規模の縮減も考えている。

委員

京都はぐくみ憲章の推進について、市民に直接アピールする場が欲しい。例えば、交流事業を行った後、短い距離でもよいのでパレードを開催するのはどうか。

事務局

以前、はぐくみネットワークや地域女性連合会の皆様と啓発パレードを行っていたが、市民への効果は見えにくいことから中止となった経過もある。パレードを行うことでの一定の効果はあるが、限定的であると考えます。

委員

子どもに色を使った教育をしており、これまでみやこ子ども土曜塾の冊子に掲載いただいていたが、憲章の意味を理解していなかった。掲載団体には、親子を対象とした催しものを実施している団体も多く、憲章の発信・理解をしていただくのも一つではないか。掲載団体が憲章の意味を理解したうえで、参加された保護者に伝えていくことが大事である。

委員

本取組は、各種団体の自己啓発や情報交換が目的なのか。市民への活動の周知も目的に含まれているのか。

事務局

団体だけではなく、市民一人ひとりに憲章を理解していただき、一緒に取り組んでいただくことが最終目的である。実現に向けて、子どものために活動されている団体同士で取組を共有し、それぞれでさらに実践活動を展開していただくことも重要だと考える。他にも市民一人ひとりに啓発するため、リーフレット等を作成し、イベント等で配布する地道な活動を続けている。松田委員が言われた目的については、両方含まれている。

委員

理解した。多くの団体が様々な取組をされているが、子育て世代に十分に伝わっているかと言われると、あまり身近に感じられていないと思う。広報の方法について、従来の対面方式や紙媒体の配布よりも、最近の保護者はユーチューブをよく観られるので、少し方法を変えれば、若い方々に活動の理解が得られるのではないか。医師会で行ったユーチューブのイベントでも、千人を超える視聴者が得られた。費用も安価なので参考にさせていただきたい。

事務局

参考にさせていただく。

委員

ユーチューブやホームページなどを使って広く周知すれば、実践推進者表彰の申込も増えるのではないか。現状として、応募団体は10年以上活動されているところもあれば、1年未満の活動歴のところもある。これまでも何人かの委員から意見があったと思うが、募集対象を「3年以上活動している団体」とするのはどうか。

事務局

ご指摘については、来年度の実践推進者表彰の募集要項を定める際に改めて議論させていただきたい。

委員

様々な実践をされている団体や活動を、一つのモデルや意義のあるものとして捉えることはよいことである。ただ、もう一つは、自分たちの活動や日常生活の中から、京都はぐくみ憲章に繋がる行動を見つけ出すこともよいのではないか。それぞれの取組紹介も意味のあることだが、日頃活動の中で意識していないところに、憲章の行動を見つけて互いに共有することが、啓発の方法にも反映されていくと考える。

実践活動をされている方々や行政が啓発するだけではなく、今後を担っていく人を見つけることも大切である。憲章の理念に繋がる行動が、実践していないと思われる方にも存在することに気づいてもらい、啓発側に廻ってもらう工夫を考えていくべきではないか。

2月5日は、自分たちの活動の中に隠れた何かを見つけ出すことを話題にしたらどうか。

事務局

参考にさせていただく。

委員

京都市はぐくみネットワークの幹事団体には、大小様々な団体が参画されているが、行政区実行委員会に参加いただいている団体は数団体である。

参画団体として、京都市はぐくみ憲章実践推進者被表彰者の活動を支援することも求められるのではないかと。例えば、子ども食堂に対しての食材の提供や、活動場所に困っている団体への部屋の貸し出しなど、幹事団体として出来ることを掘り起こしたい。

事務局

天野委員は、民生児童委員連盟の代表として出席いただいているが、南区はぐくみネットワーク実行委員会の世話役でもある。今のご発言は、京都市はぐくみネットワークに対してのご意見として理解させていただき、今後のはぐくみネットワークの活動の中で検討させていただく。

事務局

委員からの意見を踏まえて、事務局で整理した修正案を会長と副会長で協議のうえ決定させていただきたい。

【その他】

委員

みやこ子ども土曜塾の冊子について、とてもよい冊子だと思うが、様々な取組が子育て世代に充分周知され、熟知されているかは不明である。子育て中の保護者の方から相談を受け、冊子の中のいくつかの取組を紹介することもある。活動をされている方とニーズがある保護者とを結びつけるコーディネーターのような存在が各区役所や相談窓口があれば、市民の中に活動の理解が深まるのではないかと。

委員

各区役所のまちづくり推進担当に配置されているまちづくりアドバイザーがコーディネートを行ってくれるので、区役所に相談していただくのがよいのではないかとと思われる。